

議 事 日 程 （第 1 号）

令和元年 6 月 3 日（月曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報第 1 号 平成30年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報第 2 号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 同第 1 号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第 7 同第 2 号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第 8 同第 3 号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第 9 同第 4 号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第10 同第 5 号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第11 同第 6 号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第12 同第 7 号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第13 議第 1 号 財産の取得について
- 日程第14 議第 2 号 財産の取得について
- 日程第15 議第 3 号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第 4 号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第 5 号 下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第 6 号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第 7 号 下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第 8 号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第 9 号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第10号 下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第11号 下呂市禅昌寺歴史資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第12号 下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第13号 財産の譲与について
- 日程第26 議第14号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第27 議第15号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第28 議第16号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第29 議第17号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第30 議第18号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第31 議第19号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算
（第1号）
- 日程第32 議第20号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議第21号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議第22号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（12名）

議長	各務吉則	1番	尾里集務
2番	中島ゆき子	3番	田中副武
4番	今井政良	7番	宮川茂治
8番	中島博隆	9番	伊藤嚴悟
10番	一木良一	11番	吾郷孝枝
12番	中島新吾	14番	中野憲太郎

欠席議員（1名）

13番	中島達也
-----	------

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	服部秀洋	副市長	村山鏡子
教育長	細田芳充	監査委員	杉山好巳
市長公室長	桂川国男	総務部長	河尻健吾
教育部長	今井藤夫	観光商工部長	細江博之
消防長	田口伸一	会計管理者	中島祐子
金山病院事務局長	吉田修	健康福祉部長	田口広宣
生活部長	藤澤友治	建設部長	二村忠男
環境部長	中原則之	農林部長	河合修
萩原振興事務所長	松井克彦	小坂振興事務所長	倉田誠
下呂振興事務所長	小畑一郎	金山振興事務所長	澤田勤之
馬瀬振興事務所長	見廣洋始		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	加藤 鈴彦	書	記	今井 満
書	記	青木 秀史		

◎開会及び開議の宣告

○議長（各務吉則君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は12人で定足数に達しております。

なお、本日、13番 中島達也議員より欠席届が出ておりますので、御了承願います。

これより令和元年第1回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（各務吉則君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 尾里集務君、2番 中島ゆき子さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（各務吉則君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの19日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（各務吉則君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、定期監査結果報告、例月現金出納検査報告及び専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

◎報第1号及び報第2号について（報告・質疑）

○議長（各務吉則君）

日程第4、報第1号 平成30年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程

第5、報第2号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上本2件の報告を求めます。

最初に、報第1号について報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

報第1号 平成30年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和元年6月3日提出。

2ページをごらんください。

平成30年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越事業につきましては、昨年12月の定例議会から本年3月の定例議会までに議決をいただいた案件と、本年3月末に専決処分し4月に御承認をいただいた案件で、最上段の県単土地改良事業を初め、全19件でございます。

繰越限度額といたしまして、3ページの合計欄をごらんください。全体で25億7,041万9,000円を計上しておりましたが、翌年度繰越額は全体で24億8,117万9,000円となりました。減額となった理由は、一部の事業におきまして、平成30年度内の進捗率が想定を上回ったこと、入札差金等により不用額が生じたことなどによるものでございます。

それぞれの款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳につきましては、2ページ、3ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、報第2号について報告を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、平成30年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

報第2号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和元年6月3日提出。

それでは、議案書の6ページをよろしくをお願いいたします。

平成30年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

内容について御説明をいたします。

3款施設整備費、1項施設整備費、事業名でございますが、特定環境保全公共下水道施設整備費（上呂水処理センター電気設備工事）でございます。金額は2,004万円、翌年度繰越額、同額の2,004万円でございます。財源内訳でございますが、既に収入されました特定財源としまして44万円、未収入の特定財源としまして、国・県の支出金1,100万円、市債860万円でございます。

以上でございますが、報第2号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明とします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本2件の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第1号及び報第2号の報告を終わります。

◎同第1号から同第7号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第6、同第1号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、日程第7、同第2号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、日程第8、同第3号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、日程第9、同第4号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、日程第10、同第5号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、日程第11、同第6号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、日程第12、同第7号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、以上本7件を一括議題といたします。

同第1号から同第7号までの7件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

同第1号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について。

次の者を下呂財産区管理会財産区管理委員に選任したいので、下呂市財産区管理条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、安保嘉人さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。令和元年6月3日提出。

提案理由、下呂財産区管理会財産区管理委員が令和元年6月30日に任期満了となるためでございます。

次ページをお願いいたします。

同第2号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について。

次の者を下呂財産区管理会財産区管理委員に選任したいので、下呂市財産区管理条例第3条第

1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、粥川晴英さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。令和元年6月3日提出。

提案理由は前者と同様でございます。

次ページをお願いいたします。

同第3号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について。

次の者を下呂財産区管理会財産区管理委員に選任したいので、下呂市財産区管理条例第3条第

1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、齋藤正巳さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。令和元年6月3日提出。

提案理由は前者と同様でございます。

次ページをお願いいたします。

同第4号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について。

次の者を下呂財産区管理会財産区管理委員に選任したいので、下呂市財産区管理条例第3条第

1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、中川伸一郎さんです。住所、年齢は記載のとおりでございます。令和元年6月3日提出。

提案理由は前者と同様でございます。

次ページをお願いいたします。

同第5号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について。

次の者を下呂財産区管理会財産区管理委員に選任したいので、下呂市財産区管理条例第3条第

1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、田口盾男さんです。住所、年齢は記載のとおりです。令和元年6月3日提出。

提案理由は前者と同様でございます。

次ページをお願いいたします。

同第6号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について。

次の者を下呂財産区管理会財産区管理委員に選任したいので、下呂市財産区管理条例第3条第

1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、二村耕一さんです。住所、年齢は記載のとおりでございます。令和元年6月3日提出。

提案理由も前者と同様でございます。

次ページをお願いいたします。

同第7号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について。

次の者を下呂財産区管理会財産区管理委員に選任したいので、下呂市財産区管理条例第3条第

1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、今井強さんです。住所、年齢は記載のとおりでございます。令和元年6月3日提出。

提案理由は前者と同様でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本7件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第1号から同第7号までの7件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本7件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。同第1号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第1号については同意することに決定いたしました。

同第2号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第2号については同意することに決定いたしました。

同第3号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第3号については同意することに決定いたしました。

同第4号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第4号については同意することに決定いたしました。

同第5号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第5号については同意することに決定いたしました。

同第6号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第6号については同意することに決定いたしました。

同第7号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第7号については同意することに決定いたしました。

◎議第1号及び議第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第13、議第1号 財産の取得について、日程第14、議第2号 財産の取得について、以上本2件を一括議題といたします。

最初に、議第1号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の21ページをお願いいたします。

議第1号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、業務用パソコン400台。2. 取得の方法、指名競争入札。3. 取得価格、6,239万1,600円。4. 取得の相手方、岐阜県下呂市萩原町萩原1500番地3、株式会社飛驒コンピュータサービス、代表取締役 日下部鉄彦。令和元年6月3日提出。

提案理由、業務用パソコン400台の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買い入れに該当するためでございます。

なお、取得する理由につきましては、現在、市役所で保有しておりますパソコンのOSはウィンドウズ7とウィンドウズ10となっており、ウィンドウズ7については来年の1月にサポートが切れるため、前年度、30年度から計画的に更新をしており、前年度は200台を更新いたしました。本年度は残りの400台を更新するものでございます。

なお、市役所には約700台のパソコンがあり、残りの100台については、安価で済むOSのアップ

プグレードで対応する予定にしております。

22ページをごらんください。

入札執行結果公表一覧表でございます。

入札日は令和元年5月15日で、同日付で仮契約をいたしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第2号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の23ページをお開きください。

議第2号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、屈折はしごつき消防ポンプ自動車（25メートル級）1台。2. 取得の方法、指名競争入札。3. 取得価格、1億4,882万4,000円。4. 取得の相手方、岐阜県高山市昭和町3丁目178、丸新消防株式会社、代表取締役 谷口欣也。令和元年6月3日提出。

提案理由でございます。消防力の整備指針により、下呂市にははしご車を1台以上配置する必要があります。現有はしご車の使用期限は17年と提示されており、平成12年に導入され19年が経過し、屈折はしごつき消防ポンプ自動車に更新するための予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買い入れに該当するためでございます。

裏面、24ページ、入札執行結果公表一覧表でございます。

物品の概要欄をごらんください。

25メートル級屈折はしごつき消防ポンプ自動車は、シャシーが8トン級となります。現有は10トン級はしご車専用シャシーですので、シャシーが小さくなることにより、ボディーサイズも当然小さくなります。現有は全長10メートル65センチですが、更新車両は9メートル弱となる予定で、1メートル60センチ程度全長が短くなります。全長が短くなることにより、走行ルートの確保においては、現有よりも幅の狭い道路での右左折が可能となります。また、現有には消防ポンプがありませんでしたが、更新車両には消防ポンプと水路管や電動式放水銃を取りつけます。これにより、高所からの大量放水による消火活動を可能にしております。

以下、入札結果については記載のとおりでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第1号及び議第2号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本2件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第1号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第1号については原案のとおり可決されました。

議第2号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第2号については原案のとおり可決されました。

◎議第3号から議第13号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第15、議第3号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第4号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第5号 下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第6号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第7号 下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第8号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第9号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第10号 下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第11号 下呂市禅昌寺歴史資料館条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第12号 下呂

市馬瀬歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第13号 財産の譲与について、以上本11件を一括議題といたします。

最初に、議第3号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

それでは、議案書の25ページをお開きいただきたいと思います。

議第3号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年6月3日提出。
提案理由でございます。県単独補助事業として実施しますライフライン保全対策事業を実施する際、受益者から分担金を徴収するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

次の27ページ、条例要綱で説明をいたします。

27ページをお開きいただきたいと思います。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、倒木による停電の被害を抑制するため、市が実施主体となり電線付近の立木伐採を行うライフライン保全対策事業を実施する際、受益者である一般電気事業者より分担金を徴収するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要。(1)市によるライフライン保全対策事業の分担金の負担率を規定します。別表関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第4号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の29ページをお開きください。

議第4号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年6月3日提出。

提案理由でございます。児童扶養手当法の改正に伴い、福祉医療費助成制度の支給制限の適用期間が変更となるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をいたします。

33ページをお開きください。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が平成30年10月1日に施行されたことにより、児童扶養手当法が改正され、同手当の支給

制限の適用期間等がこれまでの「8月から翌年7月まで」から「その年の11月から翌年の10月まで」となりました。福祉医療費助成制度では、児童扶養手当の支給制限を準用しており、適用期間を同様とするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要。(1)母子家庭等及び父子家庭の福祉医療費助成について、所得審査に伴う支給制限の適用期間を「9月まで」から「10月まで」に改正をいたします。これにつきましては、支給対象となるかの判定を9月までは前々年の所得で見ていたものを10月までというふうにするものでございます。第2条関係でございます。

(2)この条例は、令和元年10月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第5号及び議第6号の2議案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

それでは、議案書の35ページをお開きください。

議第5号 下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年6月3日提出。

提案理由、第8次地方分権一括法により、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正され、連帯保証人必置義務の撤廃及び災害援護資金の貸付利率を3%以内で市町村が条例で定めることができるようになったため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。

37ページをお開きください。

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございます。

2. 概要。(1)貸付利率を3%から、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1%に改めます。また、保証人の連帯債務負担と保証債務には違約金を包含することを規定します。第14条関係です。

(2)償還方法について、返済がしやすい月賦償還を追加し、保証人必置義務が撤廃されたことから、関係部分を削除いたします。第15条関係です。

(3)この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。附則関係でございます。

続きまして、議案書の39ページをお開きください。

議第6号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年6月3日提出。

提案理由、消費税の改定に伴い、低所得者の保険料軽減が完全実施となる予定であり、令和元年度及び令和2年度において段階的に軽減割合を改正するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。

41ページをお開きください。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございます。

2. 概要。(1)低所得者の保険料負担軽減措置が令和元年10月の消費税率の改定により完全実施となる予定であるため、令和元年度及び令和2年度において段階的に軽減割合を規定します。

第2条関係でございます。

各所得段階の介護保険料は、基準額である5万5,200円に調整率を乗じて計算します。令和元年度において消費税増税分で賄われる軽減措置率は、表の最下段の中段の割合となる予定であり、平成31年4月以降の介護保険料額は、最下段の上段の額となります。

(2)この条例は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用します。附則第1項関係でございます。

42ページをお開きください。

(3)改正後の介護保険料額は、令和元年度分の介護保険料から適用し、平成30年度以前の介護保険料額は、従前の例によることとします。附則第2項関係でございます。

以上でございます。2議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第7号について提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

それでは、43ページをお開き願います。

議第7号 下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年6月3日提出。

提案理由でございます。下呂市農村活性化施設である下呂市花池活性化施設について、公の施設見直し方針に基づき、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明いたします。

45ページをお開き願います。

下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、先ほどの提案理由と同様ですので、割愛いたします。

2. 概要。1. 下呂市花池活性化施設を下呂市農村活性化施設から除外します。別表第1関係でございます。

2. この条例は、令和元年7月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第8号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書47ページをお開きください。

議第8号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年6月3日提出。

提案理由ですが、民間有料駐車場との利用料の均衡を図るとともに、利用者が安心して利用できるよう料金の上限を設定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をさせていただきますので、49ページをお開きください。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同じですので、省略させていただきます。

2の概要でございます。(1)料金を1時間まで100円とし、24時間当たりの上限額を1,500円とします。また、月決め契約による利用は廃止します。別表関係でございます。

(2)この条例は、令和元年10月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第9号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の51ページをお開きください。

議第9号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年6月3日提出。

提案理由でございます。不正競争防止法の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

要綱で御説明をいたします。

55ページをお開きください。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございます。火を使用する器具は、全て不燃性の床上または台上で使用するように規定されていますが、可燃性の台上で使用しても発火のおそれのない器具については、可燃性

の台上でも使用できるように改正します。また、工業標準化法が産業標準化法に改められたことに伴い、「日本工業規格」の表記を「日本産業規格」とします。さらに、総務省消防庁次長通知により、住宅用防災警報器等を設置しないことができる設置免除の要件が追加されたため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要です。(1)「日本工業規格」の表記を「日本産業規格」と表記します。第16条関係でございます。

(2)可燃性の台上で使用しても発火のおそれのない器具の場合は、可燃性の台上でも使用できるように改正します。第19条、第20条、第21条関係でございます。

(3)スプリンクラーヘッドの器種の表記を「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」とします。また、住宅用防災警報器等を設置しないことができる設置免除の条件を追加します。第29条の5関係でございます。

(4)この条例は、公布の日から施行します。ただし、第16条関係は令和元年7月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第10号から議第12号までの3議案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

それでは、57ページをお願いいたします。

議第10号 下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例について。

下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年6月3日提出。

提案理由です。令和元年8月から、下呂市萩原学校給食センター、下呂市小坂学校給食センター及び下呂市下呂学校給食センターを統合し、新たに下呂市北部学校給食センターを設置するため、当該条例の一部を改正するものです。

59ページをお願いいたします。

改正理由につきましては、提案理由と同様ですので、省略をいたします。

概要です。別表中、下呂市萩原学校給食センター、下呂市小坂学校給食センター及び下呂市下呂学校給食センターを削り、下呂市北部学校給食センターを追加します。別表関係です。

この条例は、令和元年8月1日から施行します。附則関係です。

次に、61ページをお願いいたします。

議第11号 下呂市禅昌寺歴史資料館条例の一部を改正する条例について。

下呂市禅昌寺歴史資料館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年6月3日提出。

提案理由です。下呂市禅昌寺歴史資料館について、郷土資料の保全と活用を図る施設とするた

め、当該条例の一部を改正するものです。

65ページをお願いいたします。

条例要綱で説明をいたします。

改正理由につきましては、提案理由と同様ですので、省略をいたします。

概要です。1つ目に目的です。下呂市禅昌寺歴史資料館の展示公開をやめ、学校教育及び大学等の学術研究目的の利用に供する施設とします。第1条関係です。

休館日につきましては、冬期に長期の休館日を新たに設けます。これは水道を休止とする期間でございます。

3. 開館時間、資料館の開館時間を見直します。

4. 入館料、入館料については無料とします。第7条関係です。

この条例は、令和元年10月1日から施行します。附則の関係でございます。

次に、67ページです。

議第12号 下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について。

下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年6月3日提出。

提案理由です。下呂市馬瀬歴史民俗資料館について、郷土資料の保存と活用を図る施設とするため、当該条例の一部を改正するものです。

70ページをお願いいたします。

条例要綱で説明をいたします。

改正理由につきましては、提案理由と同様ですので、省略をいたします。

概要です。1. 目的、下呂市馬瀬歴史民俗資料館の展示公開をやめ、学校教育及び大学等の学術研究目的の利用に供する施設とします。第1条関係です。

休館日については、冬期に長期休館日を新たに設けます。第3条関係です。

開館時間につきましては、資料館の開館時間を見直します。第4条関係です。

4. 入館料、入館料につきましては無料といたします。第7条関係です。

5. この条例は、令和元年10月1日から施行します。附則の関係です。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第13号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の71ページをお願いいたします。

議第13号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物、所在地、下呂市萩原町花池271番地3、建物名称、下呂市花池活性

化施設、構造、木造平家建て、延べ床面積、283.21平方メートル。

なお、今回上程がされております議第7号、下呂市農村活性化施設条例の一部を改正する条例で、当該施設を除外するということになっております。

2. 譲与する相手方、下呂市萩原町花池271番地3、花池区、代表者 野村辰己。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4. 譲与する日、令和元年7月1日。令和元年6月3日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、施設敷地につきましては、花池区の所有でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本11件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第3号から議第13号までの11議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第14号から議第22号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第26、議第14号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第3号）、日程第27、議第15号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、日程第28、議第16号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、日程第29、議第17号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、日程第30、議第18号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第31、議第19号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）、日程第32、議第20号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第33、議第21号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）、日程第34、議第22号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）、以上本9件を一括議題といたします。

初めに、議第14号から議第22号までの9議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程をされました議第14号から議第22号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

なお、元号を改める政令の施行に伴い、各会計とも今回の補正予算から予算の名称の平成31年度を令和元年度に読みかえておりますので、よろしくお願いをいたします。

今回の補正予算につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費、共済費等の人件費に係る補正が主な内容でございます。また、これに伴う各会計間の繰入金、繰出金の調整もあわせて行っております。

ほかには、議第14号、下呂市一般会計補正予算においては、消費増税が消費に与える影響を緩和するために実施をされますプレミアム付商品券の発行に係る費用の計上、来年度岐阜県で開催されるねりんピック岐阜2020に向けた下呂市実行委員会に対する負担金の計上、ことしの夏に予定をされております下呂市を舞台にした映画制作を支援するための映画制作支援実行委員会への負担金の計上、現在事業を進めている小・中学校のエアコン整備に伴う電気料等運転経費の計上などが主なものでございます。また、一般会計において不足する財源につきましては、財政調整基金を繰り入れ、充当するものでございます。

議第15号から議第22号までの各特別会計、企業会計の補正予算につきましては、先ほど申しましたように、人件費に係る補正予算が主な内容となっております。

詳細につきましては、各担当部長より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第14号及び議第15号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第14号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

なお、元号の読みかえ部分につきましては、市長が説明をしましたので、省略をさせていただきます。

令和元年度下呂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,411万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも214億3,224万5,000円とするものです。款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。令和元年6月3日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

なお、300万以上のみ補足説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

13款分担金及び負担金は446万2,000円の増額で、当初予算に21款諸収入として計上していたライフライン保全対策事業負担金500万円につきまして、当該負担金を分担金徴収条例に盛り込んだことにより、諸収入から分担金に組み替えることによるものなど。

15款国庫支出金は5,928万4,000円の減額で、プレミアム付商品券事務費補助金を国庫支出金から県補助金に組み替えることによるもの及び社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の交付決定に伴う減額など。

16款県支出金は5,493万8,000円の増額で、来年度開催のねんりんピック岐阜2020の準備のために交付される全国健康福祉祭開催準備事業費補助金や、プレミアムつき商品券の発行に係るプレミアム付商品券事務費補助金の計上など。

18款寄附金は、消防費寄附金100万円の増額でございます。

19款繰入金は8,569万2,000円の増額で、本年1月から3月までに御寄附いただいたふるさと寄附金508万6,000円を本補正予算の歳出予算でふるさと応援基金に積み立て、同額を本年度事業に充てるため、基金から繰り入れるもの及び財政調整として財政調整基金からの繰入金8,000万円の増額などでございます。

21款諸収入は1億4,490万2,000円の増額で、うち310万円は宝くじの社会貢献広報事業によりますコミュニティ助成事業助成金。498万2,000円は、昨年9月の台風21号により被災したケーブルテレビ施設の復旧に係る義援金。1億4,182万円は、プレミアム付商品券販売収入の増額でございます。また、条例整備により分担金を組み替えたライフライン保全対策事業負担金500万円を減額しております。

22款市債は5,760万円の減額でございますが、国庫補助金の交付決定により、社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業の事業内容を調整させていただきこととあわせて財源調整させていただきものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

歳出予算につきましては、4月の人事異動による給与費の補正と、これに伴います特別会計繰出金の調整を含めて、人件費に係る補正を計上しております。

それでは、人件費のほかの主な内容を説明させていただきます。

1款議会費は328万5,000円の増額で、給与費の調整でございます。

2款総務費は3,718万4,000円の減額でございます。人件費の調整のほか、総務管理費には、ふるさと応援基金への積立金508万6,000円などを計上しています。

3款民生費は1億9,121万7,000円の増額でございます。特別会計繰出金の調整を含めた人件費の調整のほか、社会福祉費では、プレミアム付商品券事業に1億8,542万6,000円、全国健康福祉祭の開催準備費用として762万3,000円を計上しています。

4款衛生費1,746万円の増額につきましても、民生費と同様で、特別会計繰出金の調整を含めた人件費の調整のほか、清掃費では、クリーンセンターの更新に伴いまして、クリーンセンター焼却設備運転管理技術支援委託金、委託料774万4,000円を計上しています。

6 款農林水産業費は848万円の増額でございます。人件費の調整のほか、農業費では、地産地消推進事業として、農産物直売所に設置されている地産地消システムの更新経費として610万5,000円の増額などがございます。

7 款商工費は1,075万6,000円の増額で、人件費の調整のほか、観光費には、関係人口構築事業臨時として、ことしの夏に予定されている下呂市を舞台とした映画制作を支援するための実行委員会への負担金800万円を計上しております。

4 ページをお願いいたします。

8 款土木費は7,428万5,000円の減額でございます。人件費の調整のほか、道路橋梁費では、国道41号の防災対策を推進するために必要な屏風岩付近の土地購入費1,800万円の計上、補助金の交付決定による事業費調整のため、社会資本整備総合交付金事業で3,600万円の減額、防災・安全交付金道路事業で6,000万円の減額、防災・安全交付金橋梁事業で1,080万円の減額、防災・安全交付金交通安全事業で1,230万円の減額などがございます。

9 款消防費は663万4,000円の増額でございます。人件費の調整が主なものでございますが、本年4月に消防活動のために御寄附をいただきました寄附金100万円による消防備品の購入を計上しております。

10 款教育費は4,044万3,000円の増額でございます。人件費の調整のほか、小学校費及び中学校費には、現在整備を進めておりますエアコンの運転経費1,045万6,000円の増額、小学校長寿命化改良事業として、施設老朽度が深刻な状態になりつつある萩原小学校の大規模改修に係る設計委託料714万1,000円を計上しています。

14 款予備費については、今後の不測の事態に備え、662万3,000円を増額補正するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

土木費の限度額4億420万円を3億4,660万円に減額補正するもので、これは社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金事業の交付決定を受けたことによる事業費の調整に伴うものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

7 ページからは、今ほど説明しました歳入歳出予算補正の事項別明細書となっております。

少し飛びますが、49ページをお開きください。

ここからは特別職の給与費明細書でございます。

職員数に変更はございません。

下段の比較欄をごらんください。

その他の特別職の報酬は15万6,000円の減額、給料は33万6,000円の増額、その他の手当は13万4,000円の増額、共済費は1,000円の減額でございます。

続いて、50ページをお願いいたします。

一般職の給与費明細書でございます。

上段の表、(1)総括の最下段の比較欄をごらんください。

職員数10名の減は、他会計間の異動や昨年度末に作成した当初予定職員数との違いなどにより、結果的に10名の減となったものでございます。これに伴い、給与費は1,283万3,000円の減額、共済費は27万6,000円の減額でございます。

職員手当の内訳につきましては、下表のとおりでございます。

少し飛びますが、57ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和元年度末の残高見込み額ですが、220億8,296万4,000円となる見込みでございます。

以上で、令和元年度下呂市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算の説明をいたしますので、59ページをお開きください。

議第15号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ20万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも37億7,539万4,000円とするものです。款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。令和元年6月3日提出。

60ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず上段は歳入の補正です。

9款繰入金20万6,000円の減額は、ことし4月の人事異動に伴う職員給与費等の減額でございます。

下段は歳出の補正です。

1款総務費20万6,000円の減額は、1項総務管理費で人事異動に伴う職員給与費の減額177万6,000円と、2項徴税費で同じく賦課徴収職員給与費198万2,000円の減額との差額でございます。

61ページから64ページは、今ほど申し上げました歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。

65ページ以降は、給与費の明細でございます。

以上で、令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第16号及び議第17号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

補正予算書69ページをお開きください。

議第16号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

元号を改める政令の施行につきましては、市長のほうから説明がございましたので、割愛させていただきます。

令和元年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ721万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億3,892万円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和元年6月3日提出。

それでは、70ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきましては、6款繰入金は、4月の定期異動による職員給与費及び施設間の臨時職員異動に伴う一般会計からの繰入金721万円の増額で、内訳は、小坂老健施設分427万8,000円、居宅予防サービス計画事業分293万2,000円でございます。

下段の歳出につきましては、1款総務費15万円、2款サービス事業費706万円の増額につきましては、職員給与費に係る4月の定期異動に伴う給料、手当、共済費、負担金及び嘱託職員の報酬、臨時雇用職員賃金並びに社会保険料などの増減が主なものとなっております。

71ページからは事項別明細書、76ページからは給与費明細書でございます。

引き続きまして、83ページをお開きください。

議第17号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）でございます。

元号を改める政令の施行につきましては、先ほど市長のほうから説明がございましたので、省略させていただきます。

令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ544万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも34億4,232万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和元年6月3日提出。

次に、84ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきましては、4款国庫支出金は342万8,000円の減額、6款県支出金は171万4,000円の減額で、どちらも地域支援事業交付金でございます。

10款繰入金708万7,000円の減額は、1項一般会計繰入金186万7,000円と2項基金繰入金522万円によるものでございます。主に4月の定期異動に伴う職員給料、手当の人件費に係る繰入金の

減額でございます。

13款諸収入678万4,000円の増額は、介護保険給付返還金でございます。

85ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費905万6,000円の減額は、主に4月の定期異動に伴う職員給与、手当等の人件費分の減額によるものでございます。

7款基金積立金300万5,000円と9款諸支出金60万6,000円は、介護保険給付返還に伴う増額でございます。

87ページからは事項別明細書、93ページからは給与費明細書でございます。

以上、両特別会計につきまして、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第18号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の97ページをお願いいたします。

議第18号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

元号を改める部分につきましては、省略をさせていただきます。

令和元年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

補正予算の補正でございますが、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものでございます。令和元年6月3日提出。

補正予算書の98ページをお願いいたします。

第1表 歳出予算補正でございます。

主な内容につきまして御説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費376万3,000円の減額でございますが、主に人事異動に伴うものでございます。

6款予備費、1目予備費、同額の376万3,000円の増額でございますが、人件費予算減に伴う財源補正でございます。

99ページ以降は、今ほど申し上げました歳出の事項別明細書となっており、102ページからは、給与費明細書となっております。

以上で、議第18号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第19号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

それでは、補正予算書107ページをお開きください。

議第19号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

元号を改める政令の部分については、割愛いたします。

令和元年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ787万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億8,145万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額は、第1表によるものでございます。令和元年6月3日提出。

それでは、108ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきましては、7款繰入金787万8,000円の増額は、4月の定期異動による職員給与等の増額及び臨時雇用職員賃金の減額が主なものでございます。

続きまして、同ページ下の表の歳出でございますが、1款総務費9万6,000円の増額は、4月の定期異動に伴う共済費の増額でございます。

2款医業費778万2,000円の増額は、4月の定期異動による職員給与等の増額及び臨時雇用職員賃金の減額が主なものでございます。

109ページからは事項別明細、113ページからは給与費明細でございます。

以上、令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第20号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の119ページをお願いいたします。

議第20号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）。

元号を改める部分につきましては、省略をさせていただきます。

第1条、令和元年度下呂市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第2款水道事業費用は、409万2,000円を減額し、11億6,063万5,000円にするものでございます。

第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を373万5,000円減額し、6,994万3,000円にするものでございます。令和元年6月3日提出。

補正予算書の121ページをお願いいたします。

令和元年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用で409万2,000円の減額で、主に職員給与費の減額でございます。

122ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、実施計画明細書でございます。

以上で、議第20号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第21号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、補正予算書133ページをお開きください。

議第21号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）でございます。

元号を改めるにつきましては、先ほどの市長の説明どおりでございます。

第1条、令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項の営業費用について、給与改定並びに職員手当の確定による給与等の増額により47万4,000円を増額補正し、補正後の額を2億4,731万1,000円とするものでございます。

第3条につきましては、予算第5条に定めた職員給与費を計上しております。

(1)職員給与費45万9,000円を増額補正し、2,965万3,000円とするものでございます。令和元年6月3日提出でございます。

それでは、次ページから143ページまではキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表でございますので、お目通しください。

次に、144ページをお開きください。

予算実施計画明細書で補正額の説明をさせていただきます。

実施計画明細書の支出の部の上から3段目の一般管理費の補正額47万4,000円の増額でございますが、これは、給与改定並びに職員手当の確定により、その下の給与費から負担金までの6項目に増額がございましたので、合計で47万4,000円の増額補正をするものでございます。

以上、御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第22号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（吉田 修君）

それでは、補正予算書の145ページをお願いいたします。

議第22号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

元号を改める部分につきましては、説明を割愛させていただきます。

第1条、令和元年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用に係ります1,159万5,000円、こちらは全て人件費に係るものでございますが、そちらの増額でございます。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費1,102万7,000円の増額でございます。令和元年6月3日提出。

147ページをお願いいたします。

こちらが補正予算の実施計画書でございます。

1款病院事業費用のうち、1医業費用、補正予定額が1,159万5,000円、こちらは今ほど申しました給料、手当、法定福利費等の人件費の増額でございます。

3番の経費でございますが、増減はございませんが、こちらの報償費、非常勤医師の謝礼でございますが、そちらに交通費の分が含まれておるといことで監査委員さんからの指摘がございました。この交通費の部分192万円を報償費から適正な予算科目に組み替えをするというものでございます。

148ページはキャッシュ・フロー計算書、149ページから給与費明細書、153ページが予定貸借対照表となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本9件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第14号から議第22号までの9議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第14号から議第22号までの9議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（各務吉則君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は6月13日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時22分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月3日

議 長 各 務 吉 則

署名議員 1 番 尾 里 集 務

署名議員 2 番 中 島 ゆ き 子

